

第1節 小学校教諭の普通免許状

1 大学卒業等による取得方法(別表第1)

(1)基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
			教科及び教職に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位	83
	1種免許状	学士の学位	59
	2種免許状	短期大学士の学位	37

(注) 1 「修士の学位」には、大学(短期大学を除く)の専攻科または大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

【別表第1備考第2号、施行規則第25条】

2 「学士の学位」には、大学の専攻科または大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。

【別表第1備考第2号の2、施行規則第66条の4】

3 「短期大学士の学位」には、教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。

【別表第1備考第2号の3、施行規則第66条の5】

4 上記の表で修得する単位は、課程認定を有する大学等で修得すること。

【別表第1備考第5号イ】

5 別に、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位及び「数理、データ活用および人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位の修得が必要なこと。

【別表第1備考第4号、施行規則第66条の6】

6 専修免許状取得に係る単位数のうち、1種免許状に係る単位数を差し引いた単位数(24単位)については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。

【別表第1備考第7号】

7 1種免許状に係る単位は、短期大学及び学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得できる。この場合、最低修得単位数のうち2種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得すること。

【別表第1備考第8号、施行規則第22条の3】

8 2種免許状を有する者又はその所要資格を得ている者が、1種免許状の授与を受けようとする場合、最低修得単位数のうち2種免許状に係る単位数は、既に修得したものとみなす。この場合の「各教科の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の修得方法は、1種免許状から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いたものとする。

【施行規則第10条の2第1項、第2項】

9 1種免許状の授与を受けようとする場合は、2種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位数に含めることができる。ただし、この場合2種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

【施行規則第10条の2第3項】

【施行規則第3条第1項の表】

欄	教科及び教職に関する科目	左の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
			専修	1種	2種
1	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法(情報機器通信技術の活用を含む。)	30	30	16
2	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
3	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
4	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	5 2	5 2
5	大学が独自に設定する科目		26	2	2
計			83	59	37

(注) 1 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

【同表備考第1号】

2 「各教科の指導法に関する科目」の修得方法は、以下のとおりとする。

	専修・1種	2種
各教科の指導法に関する科目	10教科の指導法についてそれぞれ1単位以上修得	10教科のうち6以上の教科(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。)の指導法についてそれぞれ1単位以上

【同表備考第3号】

3 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」は1単位以上を修得するものとする。

【第2条第1項の表備考第3号】

4 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容を含むことを要しない。

【第2条第1項の表備考第4号】

- 5 「道徳の理論及び指導法」の修得方法は、専修又は1種免許状の場合は2単位以上、2種免許状の場合は1単位以上を修得するものとする。
【同表備考第4号】
- 6 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上を修得するものとする。
【第3条の表備考第4号の2】
- 7 「教育実習」は、小学校、幼稚園及び中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部を含む。)及び幼保連携型認定こども園を中心とする。
【第2条第1項の表備考第5号】
- 8 「各教科の指導法に関する科目」の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「保育内容の指導法に関する科目」の単位をもってあてることができる。
【同表備考第6号】
- 9 「教育実習」の単位数には、2単位まで、「学校体験活動」の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。
【第2条第1項の表備考第8号】
- 10 「教育実習」の単位は、幼稚園又は小学校(特別支援学校の幼稚部又は小学部及び義務教育学校の前期課程を含む。)または幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した場合、経験年数1年について1単位の割合で以下に掲げる単位をもって替えることができる。
「各教科の指導法に関する科目」
「教育の基礎的理解に関する科目」
「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
「教育実践に関する科目」(教育実習は除く。)
【第2条第1項の表備考第9号】
- 11 他の学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位を下記の科目の単位に充てることができる。
「教育の基礎的理解に関する科目」 8単位まで(2種免許状授与の場合は6単位)
「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」2単位まで
「教育実習」 3単位まで
「教職実践演習」 2単位まで
【第2条第1項の表備考第11号】
- 12 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法は以下のとおりとする。

	1種または2種免許状	専修免許状
(2)の表の第1から4までの欄に掲げる科目	1以上の科目から修得	1以上の科目から修得
大学が加えるこれに準ずる科目		

【第2条第1項の表備考第14号】

(1) 小学校教諭2種免許状

【別表第3、施行規則第11条・第13条、県教委規則第23条】

小学校助教諭(臨時)免許状取得後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年	6	7	8	9	10	11	12	13
小学校助教諭(臨時)免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位	45	40	35	30	25	20	15	10

最低修得単位数		4	4	3	3	2	2	1	1
教科に関する専門的事項に関する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち1以上の科目を修得すること								

最低修得単位数		29	26	23	20	17	14	11	8
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	6	5	4	4	3	3	2	1
	各教科の指導法に関する科目								
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	18	16	13	13	10	10	6	5

最低修得単位数		2	2	2	2	1	1	1	1
大学が独自に設定する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」または大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること								

- (注) 1 在職年数には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の教員としての期間を含む。
また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力機構法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(6年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。
【別表第3の第3欄・備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。
【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。
また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。